

松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心してサイクリングを楽しめる環境づくりを推進し、市民、観光客等の自転車利用促進による地域の活性化を目的として、自転車利用者に対するサービスを提供する店舗及び施設（以下これらを「店舗等」という。）を松本市サイクリングオアシス（以下「オアシス」という。）として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 オアシスの認定を受けようとする店舗等（以下「申請者」という。）は、松本市サイクリングオアシス認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定要件チェックシート（様式第2号）
- (2) 次条に規定する認定要件を満たしていることが確認できる写真、ホームページの写し等
- (3) 営業に必要な許可等がある場合はその写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で前項の規定による申請、第7条の規定による実績報告、第8条の規定による変更申請又は第9条第1項第1号の規定による取消申請を行うときは、書面に代えて、当該申請書又は実績報告書に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。

(認定要件)

第3条 オアシスの認定を受けることができる店舗等は、松本市内に所在し、自転車利用者に寄り添い、自転車利用者をもてなす気持ちを有し、第1条に規定する目的に賛同する店舗等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 自転車の駐輪スペースを確保すること。
- (2) 自転車利用者に対し、サイクリングルート等の観光情報の提供及び道案内の対応を行うこと。
- (3) 市が開設するWEBページ、アプリケーション等における認定店舗等の情報提供に同意すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
 - ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行う者
 - エ 特定の政党又は宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある者
 - オ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為をする者
 - カ 市の信用又は品位を害すると認められる行為をする者

(認定)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市サイクリングオアシス認定証(様式第3号。以下「認定証」という。)を交付し、申請者の求めに応じて認定ステッカー及び認定フラッグ(以下これらを「ステッカー等」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定による認定の期限は、定めないものとする。

(認定の広報)

第5条 前条の規定による認定を受けた店舗等(以下「認定店舗等」という。)は、認定店舗等の利用者に見やすい場所に認定証及びステッカー等(以下これらを「認定証等」という。)を掲示し、又は当該認定店舗等に係るホームページ等へ認定店舗等である旨を掲載するものとする。

2 市長は、認定店舗等の名称、所在地その他の情報を市ホームページ等により公表するものとする。

(サービスの充実)

第6条 認定店舗等は、自転車利用者へのサービスの充実を図るため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) トイレの貸出し(無償)
- (2) 給水サービス(飲料用自動販売機の設置及び飲料の販売を含む。)の提供
- (3) 自転車用空気入れ(空気圧ゲージ付きで英式、仏式及び米式の各バルブに対応しているものに限る。)の貸出し
- (4) 六角レンチ、ドライバー、タイヤレバーその他の自転車用工具の貸出し
- (5) ベンチ等の無料の休憩スペースの提供
- (6) 自転車関連商品(パンク修理用消耗品、タイヤチューブ、ボトル、ウエス、クリーナー、補給食等をいう。)の販売
- (7) 自転車のメンテナンス及び修理
- (8) 自転車利用者に対するサービス、特典等の提供

(実績報告)

第7条 認定店舗等は、各年度における当該認定店舗等を利用した自転車利用者からの要望等について、松本市サイクリングオアシス認定実績報告書(様式第4号)により、翌年度の4月30日までに市長に報告しなければならない。

(変更申請等)

第8条 認定店舗等は、第2条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに、松本市サイクリングオアシス認定変更申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市サイクリングオアシス認定変更通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定店舗等が次の各号のいずれかに該当するときは、松本市サイクリングオアシス認定取消通知書(様式第7号)により、認定の取消しを行うものとする。

- (1) 認定店舗等が、松本市サイクリングオアシス認定取消申請書(様式第8号)を市長に

提出し、受理されたとき。

(2) 第3条に規定する認定要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めたとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた認定店舗等は、認定証等及び次条に規定する貸与物品を市長に返還しなければならない。

(物品の貸与)

第10条 市長は、認定店舗等の求めに応じ、市が保有するサイクルラックを保有する数量の範囲内において無償で貸与するものとする。

2 市が貸与するサイクルラック（以下「貸与物品」という。）は、認定店舗等1軒につき1点を上限とする。

3 貸与物品の貸与を受けた認定店舗等は、貸与物品の破損及び事故の防止に努め、貸与物品を良好な状態で管理しなければならない。

4 貸与物品の貸与を受けた認定店舗等は、貸与物品について、本来の趣旨に反する使用及び無断で改造、転貸、売却、廃棄等をしてはならない。

5 貸与物品の貸与を受けた認定店舗等が、貸与物品を、本事業の趣旨に反する用途に使用していたことが判明した場合は、当該認定店舗等は、速やかに、市に貸与物品を返却しなければならない。

6 貸与物品に関する事故又は紛争が生じた場合は、貸与物品の貸与を受けた認定店舗等において、適正に解決するものとする。

7 貸与物品が経年劣化等によって使用に適さない状態となった場合は、貸与物品の貸与を受けた認定店舗等は、市に貸与物品を返却するものとする。この場合において、市は、新たなサイクルラックを貸与しないものとする。

(紛争等の解決)

第11条 認定店舗等におけるサービス等の提供に関する事故又は紛争が生じた場合は、当該認定店舗等において、適正に解決するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号（第2条関係）

松本市サイクリングオアシス認定申請書

（宛先）松本市長

申請者 _____
（代表者名）

松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱第2条の規定により、松本市サイクリングオアシスの認定に関し、次の内容について誓約及び同意し、申請します。

1 誓約及び同意事項

- (1) 自転車利用者に寄り添い、自転車利用者をもてなす気持ちを持って、サービスを提供します。
- (2) 松本市サイクリングオアシス認定制度実施の趣旨に賛同します。
- (3) 松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱第3条4号アからカまでに規定するものに該当しません。
- (4) 自転車利用者に対し、サイクリングルート等の観光情報を提供し、道案内を行います。
- (5) 市が開設するWEBページ、アプリケーション等において、店舗等の情報を掲載することに同意します。

2 申請者の情報

店舗及び施設の 情報	所在地			
	事業所名(屋号)			
	代表者名			
	業種			
	電話番号			
	ホームページ アドレス			
担当者	氏名		電話番号	
	メールアドレス			

【添付資料】

- 1 認定要件チェックシート（様式第2号）
- 2 認定要件を満たしていることが確認できる写真、ホームページの写し等
- 3 営業に必要な許可等がある場合はその写し等



サイクリングオアシス

CYCLING OASIS

認 定 証



年 月 日

松本市長

松本市サイクリングオアシス認定実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者
（代表者名）

松本市サイクリングオアシス認定事業に関して、松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

店舗、施設 情報	所在地	松本市		
	事業所名(屋号)			
	代表者名			
担当者	氏名		電話番号	
	メールアドレス			

実績報告	店舗等を利用した自転車利用者の数	
	店舗等を利用した自転車利用者からの要望等(自由記述)	

松本市サイクリングオアシス認定変更申請書

年 月 日

（宛先） 松本市長

申請者 _____
（代表者名）

年 月 日付で認定を受けた松本市サイクリングオアシス認定事業について、松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更したく申請します。

記

所在地		
事業所名 （屋号）		
変更内容		
変更理由		
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第6号（第8条関係）

松本市サイクリングオアシス認定変更通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のありました松本市サイクリングオアシスの認定変更について、変更を承認しましたので、松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 認定を変更する店舗等

(1) 認定店舗等の名称

(2) 所在地

(3) 代表者名

2 認定変更年月日

年 月 日

3 変更内容

4 その他

様式第7号（第9条関係）

松本市サイクリングオアシス認定取消通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

松本市サイクリングオアシスの認定について、松本市サイクリングオアシス認定制度実施要綱第9条第1項の規定により取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 認定を取り消す認定店舗等

(1) 認定店舗等の名称

(2) 所在地

(3) 代表者名

2 認定取消年月日

年 月 日

3 取消理由

4 その他

認定に当たり交付した認定証等は、速やかに松本市に返還してください。

様式第8号（第9条関係）

松本市サイクリングオアシス認定取消申請書

年 月 日

（宛先） 松本市長

申請者 _____
（代表者名）

年 月 日付けで認定を受けた松本市サイクリングオアシス認定事業について、
下記のとおり取り消したいので申請します。

記

所在地		
事業所名 （屋号）		
取消理由		
担当者	氏名	
	電話番号	
	メール アドレス	